

国外移住税逃れ対策強化!

富裕層の税逃れ対策を強化する検討が始まりました。

ここ近年、多額の含み益を抱えている金融資産を持つ日本居住者が、シンガポールや香港、スイスに移住する例が増えています。

なぜならこれらの国や地域では、金融資産の売却益に税金がかからないからです。

こうした金融所得の売却益が非課税である、シンガポールや香港などで永住権を持つ日本人は、ここ17年で2.5倍、シンガポールでは1850人(2013年10月時点)と2.3倍、香港でも2150人と2.1倍に増えています。快適な住環境などを求めて移住した人もいますが、シンガポールや香港は相続税も非課税で、税率の低さに魅力を感じて、節税策として移り住んだ人も多いのではないのでしょうか。

こういった背景を受け、日本政府は、2015年度から1億円を超える金融資産を持つ富裕層が海外に移住する場合は株式などの含み益に所得税を課税する方針を明らかにしました。

これが適用されると年間100人程度が対象になる見込みです。

現在日本では、金融資産への課税は国内に住む人の株式等の売却益に、所得税と住民税が合計20%課税されますが、この税率は国によって異なり、ドイツでは26.375%、イギリスでは最大28%なのに対し、シンガポールや香港、スイスは非課税なのです。

そして、租税条約では株式を売った個人が居住する国が課税権を持つとされています。

ということは、含み益のある金融資産を保有したまま移住すると、日本では課税されず、移住先の国でこの金融資産を売却したときに、その国の税率で、売却益に対して課税されます。

即ち金融資産の売却益に課税しないシンガポール、香港、スイスに移住すれば税金がかからないということになります。

そのため主要国は、含み益のある株式を保有する投資家が移住目的で出国する際は、特例措置として課税することが多いのです。(米国やフランス、ドイツ、カナダなどでは既に出国時に課税する仕組み)

国際課税のルールを決める経済協力開発機構(OECD)も、こうした措置は租税回避を防止するために有効と位置づけています。

そこで日本でも主要国の事例を参考に、金融資産1億円超を対象とし、国外へ移住する時点での課税を導入しようというわけです。

また、導入に際し、移住する人が出国時に納税資金を持っていない場合は分割して納税する制度を設けるなど、一定の配慮もしています。

転職などで海外に一時的に住み、日本に戻る場合は課税しない。

日本に戻る予定の人は納税の猶予を申し、国が定めた期間内に株式等を売却せず戻れば、課税が免除される。

期間内に戻らない場合などは移住先の国の当局を通じて日本政府が税を徴収する等も検討されています。

2015年からは富裕層の税負担はさらに増えます。

4000万円超の所得にかかる所得税の最高税率が40%から45%に上がり、相続税も相続財産6億円超にかかる最高税率が50%から55%に、相続税の基礎控除が引き下げになるなど、富裕層に対する課税は一段と強化されます。

これは来年に予定される消費税10%への引き上げによって低所得者ほど負担感が強いと言われている不公平感の解消をアピールする狙いもあるのでは？

一般社団法人全国経営診断士会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL: 03-3812-8211 FAX: 03-3812-8213

mail@cbca.jp

http://www.cbca.jp

お問い合わせ先